

## 地方の福祉人材確保に向けた財政措置を求める意見書

急速な少子高齢化の進展等により、国民の福祉サービスに対する需要が高まっており、福祉人材の確保が喫緊の課題となっている。

このような中、令和6年の人事院勧告を受け、令和7年4月から国家公務員の地域手当の区分が7区分から5区分に再編され、地域によっては支給割合が引き下げられることとなった。福祉人材の処遇改善や施設の安定的な運営のための重要な原資である保育所等の公定価格、児童入所施設措置費等、介護・障害福祉サービスの報酬及び保護施設事務費等は、原則として国家公務員の地域手当の区分に準拠して設定された地域区分に応じて算定されている。そのうち、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等については令和7年4月から国家公務員の地域手当の区分に準拠して見直しが実施され、保育所等の公定価格や介護・障害福祉サービスの報酬についても、現在、国において見直しに関する検討が進められている。

保育士や幼稚園教諭、児童入所施設職員、介護従事者、障害福祉サービス従事者等の福祉人材については、年間の給与額が全職種平均と比較して低い状況にあるなど、多くの福祉施設において、福祉人材の処遇改善が求められている。そのような状況であるにもかかわらず、地域区分の見直しにより公費負担額が引き下げられれば、福祉人材の確保について更なる支障が生じるおそれがあり、施設入所者に対する支援の質の低下にもつながりかねない。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 令和7年4月からの地域区分の見直しにより、児童入所施設措置費等及び保護施設事務費等が引き下げられた地方公共団体に対して、福祉サービスが低下しないよう見直し前の水準に戻すために必要な財政措置を講ずること。
- 2 保育所等の公定価格及び介護・障害福祉サービスの報酬について、今後の賃金水準や国における処遇改善の取組を踏まえた適切な水準となるよう、必要な財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年3月19日

名古屋市会

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣  
(こども政策)

} 宛(各通)